

農地の権利設定・移転(ご案内)

【農地法第3条による売買・貸借等の許可申請に必要な書類】

※特段の事情がある場合は下記以外の書類を提出いただくことがあります。

◎ 共通	部数	取得場所
・申請書	3部	
・契約書（賃貸借または使用貸借）※売買の場合は不要	3部	
・農地法その他の農業に関する法令の遵守状況申告書 ※受け手（譲受人）のみ	1部	
◎ 出し手（譲渡人）	部数	取得場所
・全部事項証明書※生前一括贈与・一括使用貸借の場合は不要	1部	法務局または一関法務局証明サービスセンター
・住民票（全部事項証明書記載の住所が異なる場合のみ必要）	1部	当該市町村
・資産証明書（生前一括贈与・一括使用貸借の場合のみ必要）	1部	市町村（資産税課）
◎ 受け手（譲受人）が個人の場合	部数	取得場所
・住民票（他市町村にお住まいの方のみ必要）	1部	当該市町村
・耕作証明書（他市町村にお住まいの方のみ必要）	1部	当該市町村
◎ 受け手（譲受人）が法人の場合	部数	取得場所
・法人の全部事項証明書	1部	法務局
・定款	1部	
・組合員名簿または株主名簿の写し（農地所有適格法人の場合）	1部	

※なお、貸借の場合は、契約書（賃貸借または使用貸借）に押印が必要となります。

※本人以外が申請される場合は、委任状が必要となります。ただし、譲渡人が申請を委任する場合、必要書類には実印で押印いただき、印鑑証明書を提出いただきます。

農地法第3条申請は、毎月5日(土日祝日の場合は翌開庁日)締切です。

〔一関市農業委員会 TEL 0191-43-3606 FAX 0191-36-5606〕